

第14表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三重県					全国				
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	55.5 %	(39.4) %	(60.6) %	- %	44.5 %	49.7 %	(31.0) %	(68.6) %	(0.4) %	50.3 %
	500人以上	87.5	(57.1)	(42.9)	-	12.5	86.5	(43.9)	(55.6)	(0.5)	13.5
	100人以上 500人未満	43.7	(17.7)	(82.3)	-	56.3	52.0	(26.7)	(73.1)	(0.2)	48.0
	100人未満	20.4	(0.0)	(100.0)	-	79.6	26.5	(24.8)	(74.6)	(0.6)	73.5
高 校 卒	計	43.5	(34.5)	(65.5)	-	56.5	27.5	(31.7)	(67.9)	(0.4)	72.5
	500人以上	57.2	(50.2)	(49.8)	-	42.8	48.5	(40.9)	(59.1)	-	51.5
	100人以上 500人未満	40.4	(21.1)	(78.9)	-	59.6	27.3	(29.3)	(70.3)	(0.4)	72.7
	100人未満	23.8	(14.3)	(85.7)	-	76.2	17.0	(25.2)	(74.1)	(0.7)	83.0

- (注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。  
 3 初任給の改定状況は、全国は本店について、三重県は本店及び支店について集計した割合である。

第15表 扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額			
	三 重 県		全 国	
配 偶 者	14,963円		14,024円	
配偶者と子1人	20,585円	(5,622円)	20,094円	(6,070円)
配偶者と子2人	25,952円	(5,367円)	25,593円	(5,499円)

- (注) 1 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。  
 2 ( )内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。  
 備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、扶養親族1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。